令和5年度 大田区 認証保育所の指導検査

保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

保育内容の主な項目

~はじめに~

- ◆令和5年度重点項目
- ◆保育の実施に関して留意すべき事項
- 1 全体的な計画の作成
- 2 指導計画の作成
- 3 記録の状況
- 4 保育時間の状況
- 5 休所の状況
- 6 保護者との連携状況
- 7 登降園の状況
- 8 小学校との連携
- 9 食育計画
- 10 食事計画と献立業務の状況
- 11 食事計画と献立業務の状況(児童の状況に応じた配慮)
- 12 食事の提供の状況(長時間保育児に対する給食の実施)
- 13 栄養管理報告
- 14 食事の状況(食事の中止等・検食の保存)
- 15 営業の届出等
- 16 衛生管理
- 17 衛生管理(検便)
- 18 衛生管理(調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検)

- 19 調理業務委託
- 20 外部搬入方式
- 21 保健計画
- 22 児童健康診断
- 23 健康状態の把握及び保護者との連絡等
- 24 虐待などへの対応
- 25 疾病等への対応(体調不良・傷害)
- 26 疾病等への対応(感染症)
- 27 疾病等への対応(アレルギー疾患)
- 28 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止
- 29 安全計画の策定
- 30 児童の安全確保(安全点検)
- 31 児童の安全確保(誤嚥等による窒息のリスクへの対応)
- 32 児童の安全確保(園外保育時、プール・水遊び時の事故防止)
- 33 児童の安全確保(事故防止)
- 34 児童の安全確保(事故発生時の対応)

はじめに

児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を 日々保護者の下から通わせて保育することができる。

保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、 <u>厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う。</u> 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

保育の実施に関して留意すべき事項(保育全般に関わる配慮事項)

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保 育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよ うにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように すること。

令和5年度の重点項目

1. 保育所保育指針の徹底

- (1)子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- (2) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等が作成されているか。
- (3) 保育の記録・自己評価に基づき保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
- (4) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。

2. 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (1)子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- (2) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- (3)子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- (4) 児童虐待対応等について、適正に行われているか。

3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3)安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策が徹底 されているか。
- (5)上記(1)~(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症・食中毒等の予防対策が徹底されているか。

重点項目 1. 保育所保育指針の徹底(1)

- (1)子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育がなされているか。
- ◆保育所は、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていることを認識し、子どもの 人権等について理解する必要がある。

◆不適切な保育の例

- ・しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど暗くて狭いところに閉じ込める。
- ・食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- ・不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。

重点項目 1. 保育所保育指針の徹底(2) ~ (4)

- (2) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画等が作成されているか。
- ◆全体的な計画は児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利に関する条約等と各保育所の保育の 方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような 道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくのかを示すものである。
- ◆全体的な計画に基づき指導計画(長期的な指導計画と短期的な指導計画)、食育計画、保健計画を作成する。
- (3) 保育の記録・自己評価に基づき、保育所児童保育要録の作成、小学校への送付を行っているか。
- ◆保育所においては、保育士等が、自らの保育実践の過程を振り返り、子どもの育ち、意欲等について深め、専門性の向上及び保育実践の改善に努めること。また、その内容が小学校に適切に引き継がれ、保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が円滑に行われるよう、保育所と小学校の連携を図るために、保育所児童保育要録を作成すること。
- (4) 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。
- ◆保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育内容等につき、その保護者理解及び協力を得るよう努めなければならない。日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明を通じて、保護者と相互理解を図るように努めること。

重点項目 2. 児童一人一人に応じた保育の徹底(1)~(4)

- (1) 子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育がなされているか。
- ◆乳幼児期の発達の特性や道筋を理解するとともに、一人一人の子どもの発達過程と個人差に配慮し、育ちについて見通しをもちながら、実態に即した保育を行うこと。
- (2) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
- ◆アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。
- ◆関係機関と連携し保育所の体制構築など安全な環境の整備を行うこと。
- (3) 子どもの健康状態を適正に把握しているか。
- ◆子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。
- (4)児童虐待対応等について、適正に行われているか。
 - ◆児童虐待の早期発見・早期対応に努めること。
 - *子どもの心身の状態の異常等の気づきや虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通告すること。
 - *虐待の早期発見から通告までの手順を作成し、職員と共有すること。

重点項目 3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応(1)~(5)

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が適正になされているか。
- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全環境を整えること。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ◆児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
- ◆子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察を する。
- (3)安全点検を実施し、文書として記録するとともに職員と共有し、子どもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- ◆窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を 定期的に行うこと。
- (4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防 止対策が徹底されているか。
- ◆安全計画を策定する。
- ◆散歩を含む園外保育時の安全対策、プール・水遊び時の安全対策の徹底
- ◆ヒヤリ・ハット記録等の作成や活用による事故再発防止策の徹底
- ◆職員に対して、子どもの睡眠や食事の介助を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての安全教育を 十分に行うこと。
- (5)上記(1)~(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

重点項目 3. 安全対策の徹底及び事故発生時の対応 (6)

(6) 感染症・食中毒等の予防対策が徹底されているか。

- ◆感染症予防対策
- *感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。
- *抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応をすること。

◆食中毒等の予防対策

- *HACCPに沿った衛生管理を実施する。
- *調理従事者及び調乳担当者の月1回以上の検便を、適切に実施すること。
- *調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録する。
- *調理設備等(調理室・食品食器・器具等、配膳時)の衛生管理の自主点検を行う。
- *原材料、調理済み食品の適切な保存。

1 全体的な計画の作成

観点	評価事項
全体的な計画を作成しているか。	◆各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程をふまえて、 保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通し て、総合的に展開されるよう、作成すること。
全体的な計画の内容は十分か。	◆全体的な計画の内容に必要な項目が記載されていること。 〈保育所保育に関する基本原則〉 ・保育の理念、保育方針、園目標、社会的責任(人権尊重・説明責任・情報保護・苦情解決)が記載されているか。 ・園で創意工夫していることや取り組みについて記載されているか。 (子どもや家庭の状況、地域の実態等にあわせて実践していること等、各保育所の創意工夫について) ・年齢別保育目標、保育のねらい及び内容(養護・教育が一体となった保育内容)、食育、衛生、保健等について記載されているか。 ※「教育」に、乳児は「3つの視点」、1歳以上は「5領域」の内容及び配慮事項を記載してください。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章

2 指導計画の作成

観点	評価事項
長期的な指導計画があるか。	◆全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画を作成すること。 ・年間指導計画、期ごとの計画、月案等の作成がされているか。 ※入所児がいない場合も指導計画を立案することが必要です。 ※ねらい、ねらいに対する配慮を記載し、全体的な計画と連動した内容にしてください。
短期的な指導計画があるか。	◆長期的な計画に関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成すること。・週案、日案等の作成がされているか。※ねらい、ねらいに対する配慮を記載し、長期的な指導計画との関連性をもたせた内容にしてください。
3歳未満児について、個別的な指導計画があるか。	◆3歳未満児について、個別的な指導計画を作成すること。 ・3歳未満児(O、1、2歳) については、一人一人の子どもの成育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な指導計画を作成しているか。
長時間にわたる保育について、保育の 内容等の指導計画への位置付けは十分 であるか。	◆長時間にわたる保育は、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮し、 保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを位置づけること。

- ◎異年齢で構成されている組やグループの保育においては一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- ◎指導計画は、必ず評価・反省を行い、次の計画や保育実践にいかすこと。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章

3 保育内容の状況(記録の状況)

観点	評価事項
児童出欠簿を作成しているか。	◆入退所の状況又は各種報告の基礎になるものなので、児童出欠簿を作成すること。
児童出欠簿の記載内容は十分か。	◆全児童について毎日正確に記録していること。 ・児童の欠席理由の記載をするとともに、施設が把握しているか。
保育日誌を作成しているか。	◆保育の状況(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録を作成すること。 ・クラス全体日誌の他、O、1歳児については個人別記録を作成しているか。 ・合同保育を行っている場合には、合同保育日誌を作成しているか。
保育日誌の記載内容は十分か。	◆子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録すること。 ・保育の進め方を正しく把握し、保育士の反省の材料として次の保育の手掛かりとなるよう指導計画に基づく保育の内容の見直し(評価・反省)を記録し改善を図っているか。 ※O、1歳児の個人別記録には、生活(食事・睡眠・排泄等)と遊びの様子が記載されていることが望ましい。
児童票を作成しているか。	◆児童票には個々の児童の状況を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な 最低限の家庭の状況において参考となることを記録すること。
児童票の記載内容は十分か。	◆児童の保育経過記録が記載されていること。 ・児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録があるか。

〔根拠法令〕 「保育所保育指針」 第1章

4 保育内容の状況(保育時間の状況)

観点	評価事項
保育所で定める開所時間が確保されているか。	◆認証保育園における開所時間は、一日につき13時間以上を確保すること。
開所時間に常勤有資格者が配置されているか。	◆開所時間中について、現に登園している児童数に対して配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。 ※保育従事職員は保育士である常勤有資格者を原則とする。
開所時間中は2名以上の保育従事 職員が配置されているか。	◆開所時間中は常勤有資格者1名以上を含む2名以上の保育従事者を配置すること。 *保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。

〔根拠法令等〕「東京都認証保育所事業実施要綱」 3(1)工、7(1)

5 保育内容の状況(休所の状況)

観点	評価事項
施設の都合で休所又は一部休所していないか。	◆正当な理由なく休所しないこと。 ・認証保育所における契約の内容が、認証保育所の基準に定める 開所時間及び開所日の利用を妨げていないか。
	※休所又は一部休所の正当な理由とは① 感染症の疾患② 非常災害の発生③ 「警戒宣言」の発令 など。
施設の都合で保育時間を短縮していないか。	◆正当な理由なく保育時間を短縮しないこと。 ・家庭保育を依頼していないか。

〔根拠法令等〕「東京都認証保育所事業実施要綱」3(1)工・才、3(2)工・才 「東京都認証保育所事業実施細目」6(6)

6 保育内容の状況(保護者との連携状況)

観点	評価事項
保護者との連携は十分か。	 ◆保護者との連携体制ができていること。 ・保育内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。 ・入所時に保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を重要事項説明書等の文書をもって周知徹底を行っているか。 ・子どもの様子や日々の保育の意図を説明し、保護者との相互理解を図っているか。 ・すべての児童に園で用意した連絡帳を備えているか。 ・緊急連絡表を整備し、すべての保育従事者に周知し、容易に分かるようにしているか。

〔根拠法令等〕「東京都認証保育所事業実施細目」6(1)工、9 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別紙「認可外保育施設指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第5(3)

7 保育内容の状況(登降園の状況)

観点	評価事項
児童の送迎は保護者が行 うよう周知徹底している か。	◆児童の登降園は、原則として保護者が行うべきことを周知徹底していること。・保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。

〔根拠法令〕 「保育所保育指針」第3章

8 保育内容の状況(小学校との連携)

観点	評価事項
保育の記録や自己評価に基 づいて資料(保育所児童保 育要録)が作成されている か。	◆就学に際しては、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を作成すること。
子どもの就学に際し、保育 所児童保育要録の写しを保 育所から小学校へ送付して おり、原本を保育所に保存 しているか。	◆保育所児童保育要録を、保育園から就学先の小学校に送付すること。・施設長名、担任名を自署しているか。・保育所児童保育要録の写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付し、原本は園に保管されているか。※保育所児童保育要録の原本について、当該児童が小学校を卒業するまでの間、保存することが望ましい。

9 食育計画

観 点	評価事項
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	◆食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成すること。・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。・食育計画には、定期的に評価・反省を記録し、改善に努めているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章 第3章

10 食事計画と献立業務の状況

観点	評価事項
給与栄養量の目標を設定しているか。	◆給与栄養量の目標を設定すること。
献立表を作成しているか。	◆献立表を作成すること。・調理は、あらかじめ作成された2週間以上の献立に従って行われているか。・献立表には、給与栄養量(離乳後期以降)、素材等を記入しているか。・毎日の給食を展示しているか。
実施内容を記載しているか。	◆実施献立に実施した内容を記載をすること。 ※献立変更をした場合には、保護者に知らせること。
予定献立及び実施献立に責任者の関 与があるか。	◆予定献立及び実施献立には、責任者の関与があること。 ・責任者が確認したことがわかる押印又はサイン等があるか。
献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容となっているか。	◆献立が季節感、嗜好に考慮し変化に富んだ内容にすること。
その他献立内容に問題がないか。	◆既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所にみられないこと。 ◆おやつが甘味品・菓子類に偏っていないこと。

〔根拠法令〕 「東京都認証保育所事業実施細目」6(2)、8(6)

11 食事計画と献立業務の状況(児童の状況に応じた配慮)

観点	評価事項
適正な献立内容、調理方法に沿った 食事を提供しているか。	◆適正な献立内容、調理方法に沿った食事を提供していること。 ・給食は保育所で調理されたもので、できる限り変化に富み、入所児童の 健全な発育に必要な栄養量を有するものであるか。
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	◆乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていること。・食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。・発達段階に応じて、食材の切り方、味付け等の配慮をしているか。(1歳児で入所した児童の食事の進み具合に応じた配慮等)
健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容にしているか。	◆健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事を提供すること。 ・保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っているか。 ・関係機関と連携して、保育所の体制構築など安全な環境の整備を行っているか。

◎看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

〔根拠法令〕 「東京都認証保育所事業実施細目」6(2) 「保育所保育指針」第3章「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第6(2)

12 食事の提供の状況(長時間保育児に対する給食の実施)

観点	評価事項
間食又は給食等を行っているか。	◆長時間保育の対象となる児童については、適宜間食又は給 食等を提供すること。

[根拠法令] 「東京都認証保育所事業実施細目」6(2)

13 栄養管理報告

観点	評価事項
栄養管理報告(給食施設)を行っているか。(5月、11月)	◆特定給食施設(1回100食以上または、1日250食以上の給食を提供する施設)については、保健所に対し栄養管理報告を年2回(5月・11月)行うこと。

〔根拠法令〕 「健康増進法施行細則」第6条

14 食事の状況(食事の中止等・検食の保存)

観点	評価事項
施設の都合で中止していないか。	◆食事は主食、副食及び間食を毎日提供すること。 ※食事の中止等の理由とは ①感染症の発生に伴う保健所の指示 ②調理室の改築・修繕等 ③非常災害時で給食することが不可能などである。
簡易な食事を提供していないか。	◆簡易な食事の提供の回数が著しく多い、または継続していないこと。 ※簡易な食事の提供とは、 ①米飯の外注・既製品の多用 ②副食の一部外注 ③パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。
検食を適切に保存しているか。	◆食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検食を適切に保存すること。 ・検査用食品を一食分保存しているか。 ・検査用保存食及び原材料は、食事提供後48時間以上冷蔵保存しているか。 ※保育所で提供するすべての食品(既製品を含む。)について原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れー20℃以下で2週間以上保存していることが望ましい。 ※原材料についても洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存していることが望ましい。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所実施細目」6(2) 「認証保育所における検食の保存について」

15 営業の届出等

観点	評価事項
営業の届出をしているか。	◆集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること。(ただし、1回の提供食数が20食程度未満の施設を除く。なお、令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない)
食品衛生責任者を選任しているか。	◆集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。

〔根拠法令等〕 「食品衛生法」第57条 「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表17

16 衛生管理

HACCPに沿った衛生管理を実施すること。

- ◆営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設(集団給食施設)はHACCPに沿った衛生管理を実施すること。
- ※「大量調理施設衛生管理マニュアル」はHACCPの概念に基づき策定されている。
- ※HACCPにおいて、食品への毛髪混入等による汚染を発生させないように、身だしなみを整える、とある。

以下の点について、留意してください。

- O歳児の授乳は食事と捉え、身支度を整え、衛生的な環境で行っているか。
- 児童の食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を全て覆っているか。 (異物混入防止にもつながる)

17 衛生管理 (検便)

観点	評価事項
調理従事者・調乳担当者の検便 を毎月適切に行っているか。	◆調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。・雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施しているか。・施設長等責任者は、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させているか。・赤痢、サルモネラ、○-157について検査しているか。
	※10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウィルスの検 便検査に努めることが望ましい。
検便の検査結果を適切に保管し ているか。	◆検便の検査結果を適切に保管していること。

〔根拠法令等〕 「東京都認証

「東京都認証保育所事業実施細目」6(4) 「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」 「労働安全法施行規則」第47条、51条

18 衛生管理(調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検)

観点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	 ◆調理従事者及び調乳担当者は、日々業務に従事する前に健康チェックを行うこと。 ◆調理従事者及び調乳担当者は、常に健康状態(下痢、嘔吐、発熱、化膿創等)について、項目別にチェックすること。 ◆健康チェックの結果を、項目別に毎日記録すること。 ・健康チェックの項目に不足が無いように行っているか。 ・調理・調乳担当者の氏名の記録等、記入漏れがないようにしているか。
衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。	◆調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取り扱い等については、衛生的な管理を徹底するために自主点検を毎日実施すること。 ・衛生管理の自主点検の結果及び点検者を記録しているか。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施細目」6(4) 「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17、別表第18

19 調理業務委託

観点	評価事項
調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	◆調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に示されている要件を満たしていること。・施設職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。・施設内の調理室を使用して調理しているか。・栄養面での配慮がされているか。・施設が行う業務を行っているか。

〔根拠法令等〕 「保育所における調理業務の委託について」

20 外部搬入方式

観点	評価事項
当該施設内で調理しているか。	◆給食の提供は、自園で調理することが原則である。◆外部搬入方式(当該認証保育所以外で調理し搬入する方法)を行う場合は要綱で定められた基準を満たすこと。(3歳以上児)・3歳未満児に対する食事の提供は、当該施設内で調理しているか。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」8

21 保健計画

観点	評価事項
保健計画を作成しているか。	◆子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成すること。・保健計画には、評価・反省を記載し、改善するように努めているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

22 児童健康診断

観点	評価事項
入所時の健康診断を実施している か。	◆入所児童に対し、入所時の健康診断を行うこと。 ※施設にて直接実施できない場合は、母子手帳の写し(4ヶ月以内に健診を受診している場合に限る)の提出をもってこれに代えることができる。
健康診断を年2回行っているか。	◆少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じ行うこと。・嘱託医等により行っているか。・園の費用負担で行っているか。
実施時期・方法は適切か。	◆実施時期、方法を適切に行うこと。 ・未実施児童対策を行っているか。
健康診断結果記録を作成しているか。	◆児童の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理し記録に残すこと。・健康診断結果記録には、実施日、嘱託医の所見、嘱託医が行ったことがわかるもの (押印またはサイン等)が記録漏れになっていないかを確認しているか。
保護者と健康診断結果について連 絡をとっているか。	◆保護者と連絡をとり、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていくこと。 ※□頭連絡のみにならないよう、連絡帳、健康カード等の活用をしてください。
身長、体重等の測定を毎月定期的 に行っているか。	◆身長・体重等の測定を毎月定期的に行い、児童の基本的な発達(健康状態、発育、発達状態等)のチェックや把握を行うこと。 ・未実施児童対策を行っているか。

〔根拠法令等〕「東京都認証保育所事業実施細目」6(3) 「保育所保育指針」第3章

23 健康状態の把握及び保護者との連絡等

観点	評価事項
日々の健康状態を観察しているか。	◆日々の健康状態を観察すること。 ・登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察しているか。 (顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無等)
O歳児の日々の健康状態の記録 はあるか。	◆○歳児の日々の健康状態の記録を行うこと。 ・健康状態については、万全の措置と細心の注意を行っているか。 (○歳児は身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いため) ・個々に日々記録しているか。 (発達の状態が著しく、個人差が大きいため)
必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	◆何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、嘱託医と 相談する等適切な対応を図り、保護者に連絡すること。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」12 「東京都認証保育所事業実施細目」6(1)

24 虐待などへの対応

観点	評価事項
児童虐待の早期発見に努めているか。	◆子どもの心身の状態等を観察すること。・普段からきめ細やかな観察をしているか。(不自然な外傷(あざ・打撲・やけど等)の有無、不衛生、心身の発達の遅れ、養育に支援が必要な家庭の有無等)・子どもの心身の状態の異常等の気づきや虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通告しているか。※気づいた事実を記録に残すことがその後の適切な対応につながります。
発見した時は、速やかに通告しているか。	◆虐待を発見または疑われる場合には、速やかに区市町村または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。・自園マニュアルや早期発見・通告の手順等を作成し、全職員と共通理解をしているか。※「児童虐待対応マニュアル」(大田区) P21の虐待通告の手順(幼稚園・保育園)を参考に活用してください。
関係機関との連携が図れているか。	◆関係機関との連携を図ること。 ・不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関(嘱託医、大田区子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図っているか。

〔根拠法令等〕

「虐待防止に関する法律」第5条、第6条

「保育所保育指針」第3章

25 疾病等への対応(体調不良・傷害)

観点	評価事項
入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	◆入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していること。・入所の際には、母子手帳等を参考に保護者からの聞き取りで把握しているか。※新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には保護者から保育所に報告してもらい情報を共有することが望ましい。
体調不良等への対処を適正に行っているか。	◆保育中に体調不良や傷害が発生した場合に、対処を適切に行うこと。・子どもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。・適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。

◎看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

26 疾病等への対応(感染症)

観点	評価事項
感染症の予防対策を講じているか。	◆感染症の予防対策を講じること。
感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	 ◆感染症発生時にまん延防止対策を講じること。 ・感染症に罹患した児童の再登園時には、かかりつけ医の「登園許可書」、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めているか。 ・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなど共有していないか。また、適切な衛生管理を行っているか。
感染症発生時には、速やかに地域 の医療機関と連携し、また保健所 へ報告しているか。	発生や疑いがある場合には、必要に応じて、嘱託医、区市町村、保健所等に連絡をし、その指示に従っているか。感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

27 疾病等への対応(アレルギー疾患)

観点	評価事項
アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	 ◆アレルギー疾患への対応を適切に行うこと。 ・保護者と連携し、医師の診断及び指示(生活管理指導表等)に基づき、適切に行っているか。 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全を最優先した対策をとられているか。 ※食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーのある子どもへの対応は医師の診断及び指示に基づき、状況を把握するとともに日頃より危機管理体制を構築すること。

◎看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

〔根拠法令〕 「保育所保育指針」第3章

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」別紙「認可外保育施設指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準 」第7(8)

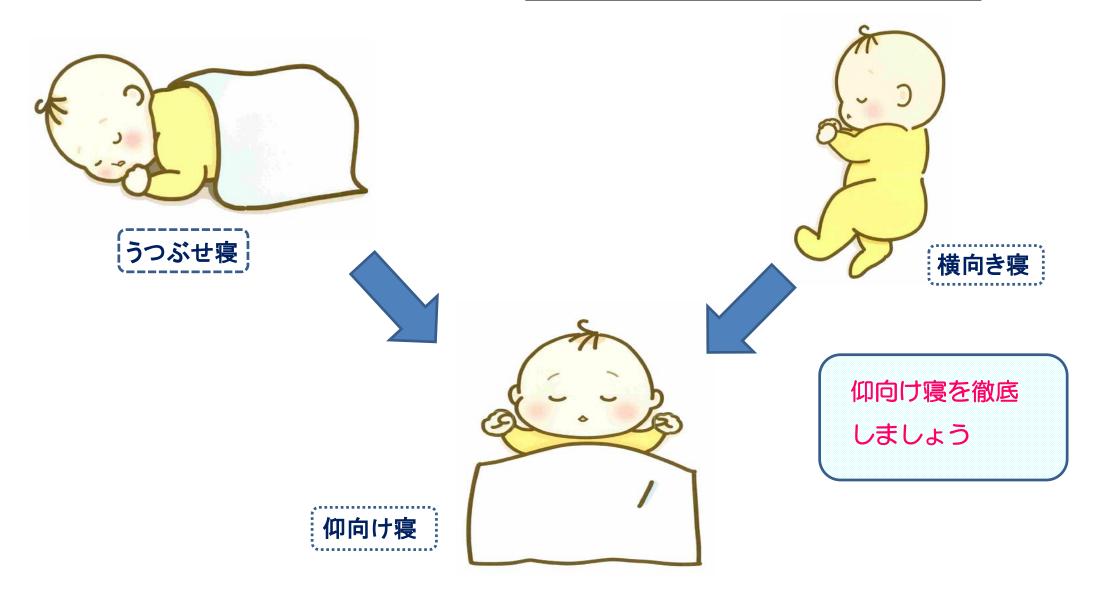
28-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止①

観点	評価事項
乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。	◆乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止策を講じること。 ・仰向け寝を徹底しているか。(医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く) ・睡眠チェックを行い、記録しているか。 ・照明は、乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保っているか。 ・乳幼児のそばを離れない。機器の有無にかかわらず、必ず、職員が側で見守っているか。 ・睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録しているか。 ・保育室内の禁煙を徹底しているか。 ・厚着をさせない、暖房を効かせすぎない、などしているか。 ・保護者と緊密なコミュニケーションをとっているか。
睡眠チェック表を作成しているか。	 ◆睡眠チェック表を作成すること。 ・必ず、一人一人チェックし、その都度記録をしているか。 ・○歳児は5分に1回、1~2歳児は10分に1回のチェック間隔が望ましい。 【チェックをする項目】 ①児童の寝つきや睡眠中の姿勢(毛布等が顔にかかっていないかを含む) ②顔色(顔面、唇の色等) ③呼吸の状態(鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認) ④体温(体に触れて確認) ※確認した職員の氏名を記録する。 ※その他、児童の寝付いた時間、姿勢を直した記録、特記事項等

〔根拠法令〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について(通知)」

28-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止②

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく、横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



29 安全計画の策定

施設で策定した安全計画に基づき、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

厚生労働省「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」

- ◆安全計画の策定 各年度において、当該年度が始まる前に、児童の安全確保に関する取組についての安全計画 を定めること。また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行うこ と。
 - 安全点検について
- 児童、保護者、地域への周知・説明・共有、安全指導等
- 実践的な訓練、研修を実施
- 再発防止の徹底
- ◆子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努めること。
- ◆安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図ること。
- ◆家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- ◆取組みを行う際は、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な策を講じること。

30 児童の安全確保 (安全点検)

観点	指導事項
窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないなどについて、定期的に点検しているか。	

〔根拠法令〕 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7

31-1児童の安全確保(誤嚥等による窒息のリスクへの対応)

観点	評価事項
子どもの食事に関する情報を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	 ◆窒息のリスクとなるものを除去すること。 ・子どもの食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握しているか。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は誤嚥を引き起こす可能性について、保護者に説明し、使用していないか。 ・行事の際は、普段と異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期しているか。

〔根拠法令〕 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」 別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7

31-2児童の安全確保

(食事に関する誤嚥等による窒息のリスクとなるもの) 参考

食事の介助をする際の注意として…



Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合った タイミングで与える。
- ・ 子どもの口に合った量で与える(一回で多くの量を詰めすぎない)。
- ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する(口の中に残っていないか注意 する)。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- ・ 食事の提供中に驚かせない。
- · 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。

誤嚥・窒息につながりやすい食物

例:(給食での使用を避ける食材)



食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危 険な食材	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保 育園では他のものに代替え
(吸い込みにより気 道をふさぐことが あるので危険)	乾いたナッツ、豆 類(節分の鬼打ち 豆) うずらの卵	Name of the last o
	あめ類、ラムネ 球形の個装チー	加熱すれば使用可
હહ	ズ ぶどう、さくらん ぼ	球形というだけでなく皮も口に残 るので危険
粘着性が高い食材	餅	
(含まれるでんぷん 質が唾液と混ざる		
ことによって粘着 性が高まるので危	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に 誤嚥してしまう危険が高い
険) 固すぎる食材	いか	小さく切って加熱すると固くなっ
(噛み切れずそのま		てしまう
ま気道に入ること があるので危険)		

参考:厚生労働省(平成28年3月) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

32 児童の安全確保 (園外保育時、プール・水遊び時の事故防止)

評価事項
◆園外保育時に複数の保育従事職員(うち1人以上は保育士)が対応すること。
・出発時の人数確認、目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等、見失い・置き去り防止を行っているか。
・事前に散歩経路や目的地を確認し園全体で危険箇所の把握・共有をしているか。
・ 職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等について検討をしているか。
携帯電話等による連絡体制を確保しているか。子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等、徹底して
いるか。 ・出発時間、到着予定時間、実際の帰園時間、子どもの人数、引率する職 員等の記録をしているか。
◆監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置すること。・水の外で監視に専念する職員を配置しているか。・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢としているか。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7

「教育・保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について」

33 児童の安全確保 (事故防止)

再発防止策の徹底について

- ・ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること。
- 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、施設・設備の安全点検の実施箇所や、園の安全計画マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。

ヒヤリハット記録簿



実際に事故は起きなかったけれど危ないと感じた、 ヒヤリ、ハッとした経験をまとめた記録

例えば…

- 子どもが床に落ちていた遊具につまづき、転倒しそうになった。
- ・公園で遊んでいた時に、木の後ろに隠れて、姿を見失いそうになった。
- ままごとの遊具を口に入れそうになった。

34 児童の安全確保(事故発生時の対応)

観点	評価事項
事故簿を作成しているか、又は記 録の内容が十分か。	事故簿を作成しているか。事故の対応及び経過記録を記録しているか。
事故報告を区市町村に速やかに行っているか。	◆事故報告を速やかに行うこと。 ◆事故報告書を作成し、大田区に提出すること。 *施設での怪我等 *迷子(見失い)、置き去り、連れ去りなど *その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案(児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む) *食物アレルギー関連(発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合) *食物アレルギーの発症(施設及び保護者が把握している以外で発症した場合)
損害賠償保険に加入しているか。 損害賠償保険の内容が適切か。	◆賠償保険に加入し、保育中の万が一の事故に備えること。・保険の契約期間は適切か。・損害賠償保険の内容が適切か。

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別紙「認可外保育施設指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」第7 「特定教育・保育施設における事故の報告等について」